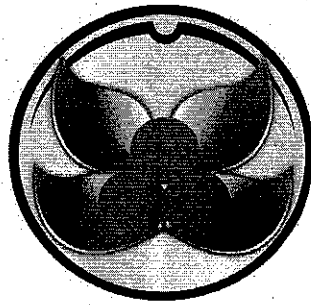


生徒心得



愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎

〒474-0025 大府市中央町五丁目15番地

TEL (0562)46-6909

FAX (0562)44-0656

校 訓

「伸びよ 窮めよ 顧みよ」

校 歌

作詞 伊藤 弘彦
作曲 納谷 治

- 1 緑の丘に 並び建つ
学びの窓に 陽は映える
松葉のしるし 仰ぎつつ
力協（あわ）せて 伸びようよ
ああ 光 光あふれる
桃花校舎
- 2 鞍流瀬川 水はやく
伊勢の海風 寒くとも
耐え抜く根性（こころ） 育てつつ
顧みながら 進もうよ
ああ 力 力あふれる
桃花校舎
- 3 知多の波間に かもめとび
大府の郷（さと）に ひばりなく
希望の高根 めざしつつ
深い真理（まこと）を 窮めよう
ああ 希望（のぞみ）
希望（のぞみ）あふれる
桃花校舎

<目 次>

校訓・校歌

1 本校の教育

- (1) 教育目標・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 教育方針・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 日課表・・・・・・・・・・・・・1

2 学校生活

- (1) 学習・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 出欠席・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 身だしなみ・・・・・・・・・・・・・2
- (4) 交通安全・・・・・・・・・・・・・4
- (5) 更衣室、ロッカー使用について・・・・・・4
- (6) 携帯電話使用について・・・・・・・・・・5
- (7) 生活態度・・・・・・・・・・・・・5
- (8) 清掃・美化・・・・・・・・・・・・・6
- (9) 部活動・・・・・・・・・・・・・6
- (10) 禁止事項・・・・・・・・・・・・・7
- (11) その他・・・・・・・・・・・・・7

3 校則見直しの手続きについて・・・・・・・・7

4 生徒会

- (1) 生徒会会則・・・・・・・・・・・・・8
- (2) 組織図・・・・・・・・・・・・・9

5 気象警報並びに大規模地震に関する情報発表時の登下校について

- (1) 気象警報発表時の対応・・・・・・・・・・10
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が

発表された場合・・・・・・・・10

- (3) 学校への連絡方法・・・・・・・・・・11

Ⅰ 本校の教育

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を尊重し、職業自立に必要な知識・技能・態度を養い、社会の一員として豊かな生活を送ることができるようにする。

(2) 教育方針

- ・ 一人一人の能力や個性を最大限に伸ばす。
- ・ 職業生活に必要な基礎的・基本的な態度を身に付ける。
- ・ 自ら考え積極的に行動する態度を身に付ける。
- ・ 集団生活を通して思いやりや感謝の心を育てる。
- ・ 環境へ主体的に働きかけ、自ら学ぶ態度を育成する。
- ・ ノーマライゼーションの理念実現を目指し、豊かな人間性を育む。

(3) 日課表

	時限	月	火	水	木	金
8:00～8:20		朝の部活動			—	朝の部活動
8:45～8:55		S T				
9:00～9:50	第1限					
10:00～10:50	第2限					
11:00～11:50	第3限					
12:00～12:50	第4限					
12:50～13:25		給食				
13:30～14:20	第5限					
14:30～15:20	第6限					
15:25～15:35		清掃				
15:40～15:50		S T				
16:00(火・木曜日 下校時刻) 16:00～17:00 (月・水・金曜日 部活動)		部活動	—	部活動	一斉下校 (15:55～)	部活動
部活動下校時刻17:00 (延長部活動の場合 下校時刻17:30または18:00)						

2 学校生活

- ・常に桃花校舎の生徒としての誇りをもつ。
- ・明るく元気にあいさつ・返事をし、正しい姿勢、身だしなみを心がける。
- ・公共の場でのマナーに気をつけて行動する。
- ・社会自立、職業自立を意識した態度や行動を身に付けられるように学校生活を送る。

(1) 学習

- ・始業の合図までに着席する。まじめな態度で授業を受け、積極的に学習する。
- ・授業の予習・復習など家庭での学習習慣を身に付ける。また、新聞、テレビ等のニュースを通して、社会の出来事に関心をもつようにする。

(2) 出欠席

- ・正当な理由なく、欠席、遅刻、早退をしないようにする。
- ・午前8時35分までには教室に入る。(午前8時45分以降の登校は遅刻とする)
- ・病気などやむを得ない理由で欠席、遅刻する場合は、午前7時半から8時までに連絡する。ただし、朝の部活動がないときは午前8時半までに連絡する。
- ・早退する場合は、その理由を担任に申し出て許可を得てから早退する。
- ・入社試験や手帳の更新等、校長が認めた事由により授業に出られなかった場合、欠席とせず欠課とする。

(3) 身だしなみ

常に清潔な身なりを心がける。

ア 服装規定

(ア) 衣替えについて

- ・4～5月、10月～3月は冬服期間、6月～9月は夏服期間とするが、衣替えは気候、天候、健康状態等に応じて判断する。

(イ) 制服

- ・スラックスにはベルトを着ける。(黒または茶の単色とし、柄の入ったもの等派手なものは着用しない)
- ・スカート丈は膝中心より上下5cm以内の長さとする。ベルトを使用してスカート丈を調整することは禁止する。
- ・カッターシャツ、半袖シャツの下のアンダーシャツは無地の白、ベージュ、グレーとする。(ワンポイントは可)
- ・靴下はくるぶしが隠れる長さのもので、黒または紺の無地を基調としたものとする。(ワンポイント可)

※ 2、3年生の男子の靴下については、儀式以外の日に白の靴下を着用してもよい。

- ・式や集会、学校行事、実習関係、学校が指定した日以外は、ネクタイやリボン、ジャケットを着用しなくてもよい。
- ・ネクタイやリボンを着用しない場合は、シャツの第一ボタン以外全て留める。ボタンをはずしたり、シャツのすそを出したりする等だらしない着用をしない。

【夏服】

- ・ 学校指定のスラックスもしくはスカートとする。
- ・ 白無地の半袖シャツ（角襟）を着用する。

【冬服】

- ・ 学校指定のブレザー、スラックスもしくはスカートとする。
- ・ 上着の下は原則として白のカッターシャツとする。
- ・ セーターまたはベストを着用する時は、黒もしくは紺の無地とする。（ワンポイントは可）

(ウ) 熱中症対策

- ・ 登下校時に、華美でない日傘、帽子を使用(着用)してもよい。

(エ) 防寒着

- ・ マフラー、手袋は華美でないものを着用してもよい。
- ・ タイツは黒、紺、ベージュの無地とする。ただし、儀式の際は着用しない。
- ・ 帽子は禁止とする。
- ・ コートは黒、紺、ベージュ、グレーで制服の着丈よりも長いものとする。フードはついていてもよい。
- ・ 教室内の防寒着は学校指定のウインドブレーカーとし、担任や授業担当者の許可を得て着用する。

(オ) その他

- ・ 体育時は学校指定の体操服またはウインドブレーカーとする。また、華美でない運動用の靴下に替えるようにする。
- ・ 作業時は学校指定の作業服とする。作業服の下に着るものは、清潔で華美でないものとする。
- ・ 部活動時はそれぞれの部活動にふさわしい服装とする。
- ・ ネックレス、ブレスレット類は健康上必要とされる場合を除いて禁止とする。
- ・ 香水の使用は不可。ただし制汗剤は可とする。

イ 身なりに関する規定

(ア) 頭髪

常に清潔を保ち、染色、脱色、パーマなどを禁止する。

【男子】 眉毛、襟、耳にかからないこととする。

【女子】 肩より長い場合はまとめ、前髪はヘアピンを使用し、目にかからないこととする。髪留め、ヘアゴム等は華美でないものとする。（二つ縛りでは作業時に帽子をかぶれなかったり安全面で問題が見られたりするため、耳以下の高さで後ろ一つにまとめることを推奨する。）

(イ) 化粧等

化粧、マニキュア、ピアス等身体の装飾を禁止する。

(ウ) 通学靴

- ・ スポーツシューズの場合、白色か黒色を基本とし、ライン、ワンポイントまで可とする。ハイカットスニーカーは禁止する。
- ・ 革靴の場合、黒または茶とする。

(エ) 上靴

上靴、体育館シューズは学校指定のものとする。

(オ) かばん

華美でないものとする。(キーホルダーは、目印として必要な物以外付けない。)

(カ) 持ち物等

- ・ 現金は往復の交通費及び飲料代、公衆電話代のみ所持する。
- ・ 刃物類(はさみ、カッターナイフ等)音楽プレーヤー、ゲーム機器、漫画・雑誌類、菓子、トランプなど学習に不必要なものを持ち込まない。
- ・ すべての私物には記名をする。
- ・ 健康上必要な薬については、申し出をした上で適切に自己管理する。

(キ) その他

服装、持ち物について特別に許可が必要な場合は、学校へ申し出る。

(4) 交通安全

ア 交通安全、通学マナー

- ・ 交通ルールを守り、交通違反や事故のないように気をつける。
- ・ 電車、バスの交通機関利用のマナーに留意して登下校する。

イ 登下校

- ・ 通学状況調査票を提出し、届け出た経路、時間を守って通学する。
- ・ 登下校時は定められた通学路を通行する。

ウ 自転車通学

- ・ 登下校で自転車を利用する場合は「自転車使用許可願」を提出し、許可を受ける。
- ・ 毎学期通学で使用する自転車を点検し、整備不良の自転車は使用しない。
- ・ ヘルメットの着用を推奨する。

エ 自転車注意事項6箇条

- ① 飛び出しをしない
- ② 傘さし運転をしない
- ③ 二人乗りをしない
- ④ 並進運転をしない
- ⑤ 無灯火運転をしない
- ⑥ 携帯電話等を操作しながら運転しない

(5) 更衣室、ロッカーの使用について

ア 更衣

【男子】各教室にて更衣する。

【女子】体育館女子更衣室にて更衣する。

イ 更衣用ロッカー

学校から借りているものなので清潔に使用する。

ウ ロッカーキーの管理

【男女共通】

- ・ ロッカーキーは校外へ持ち出さないこととする。持ち出した場合は、すみやかに教員へ連絡する。

- ・ 在校時、更衣等によりロッカーを施錠する場合、ロッカーキーは各自で管理する。ただし、授業、部活動等によっては一括管理することもある。
- ・ 下校時はロッカーを施錠する。ロッカーキーは生徒用ロッカーキーボックスに入れて下校する。ロッカーキーボックスは職員室にて管理する。
- ・ ロッカーキーを破損、紛失した際は、担任に申し出て個人負担にて合鍵を作成する。

エ 貴重品

- ・ 各自、身に付け、紛失に気をつける。
- ・ 体操服等への更衣時は、各自ロッカーにて保管し、施錠する。

(6) 携帯電話の使用について

ア 使用規定

- (ア) 携帯電話を使用する場合は、保護者の責任の下、エチケット、マナーに留意して使用する。SNSの利用についても、特に細心の注意をし、自・他問わず個人や学校の情報（写真含む）の投稿を絶対に行わない。
- (イ) 家庭内でのルールを作り、適切に使用するよう努めること。また、適切な利用について学校で指導されることを誠実に守り、安全な利用に努めること。必要に応じ学校は保護者に利用の一時停止を求めるなど、適切な利用に向けて家庭と学校と連携する。
- (ウ) 保護者の判断により、登下校時の安全確保のために必要な場合は学校の許可を受け、携帯電話を校内へ持ち込むことを認める。
- (エ) フィルタリングサービスを必ず設定する。

イ 使用許可願

携帯電話の学校への持ち込みにあたっては、許可願を学校へ提出する。その際、次の点を十分理解しておくこと。

- (ア) 約束をしっかりと守って使用する意思の確認をするため、学校は各家庭で決めているルールを確認する。
- (イ) 適切な利用のため指導上必要がある場合は、保護者の同意を得て通話履歴、メール、メッセージの内容など使用状況を、教師も確認し指導を行う。

ウ 学校内における携帯電話の取り扱い

- (ア) 朝のSTから帰りのSTまでは担任に預ける。校内では電源を切る。
- (イ) 上記以外の時間は、各自ロッカーにて保管する。保管の際、ロッカーは必ず施錠する。

エ 登下校時の携帯電話の取り扱い

- (ア) 緊急時の通信手段のための所持であるため、必要な用途以外の使用（SNS、ゲーム機、音楽プレーヤーとしての使用など）は禁止する。
- (イ) 通話が必要な場合は、電車、バス車内での使用、公共の場での使用は避けるなどマナーを守って使用することとする。

(7) 生活態度

- ・ 登下校時は必ず身分証明書を携帯し、本校生徒であることを証明できるようにする。
- ・ 生徒間、他校生、来客者等に自ら進んで挨拶するように心掛ける。

- ・ 届け出た経路で登下校し、店（自動販売機）に立ち寄らない。
- ・ 休日等の外出時は行き先、目的、帰宅時間を家人に告げ、友達の家での外泊や深夜の外出はしない。
- ・ 風紀上好ましくない娯楽施設、飲食店への出入りは避け、飲酒、喫煙、薬物乱用の行為は絶対に行わない。
- ・ 事故に遭うなど、困ったことがあったら保護者や学校など周りの大人に必ず相談する。

(8) 清掃・美化

- ・ 毎日所定の時間に全生徒で清掃を行う。
- ・ 上靴、下靴の区別、ごみの分別をしっかりと行い、進んで学校の美化に努める。

(9) 部活動

ア ねらい

- (ア) 授業場面では経験できない活動を通して、それぞれの活動における知識や技術の習得を図ることにより、幅広い人間性の形成に役立てる。
- (イ) 他学年及び他校の生徒や地域との交流を図ることにより、団結、協力、友愛の精神を学び、よりよい人間関係を形成することができるようにする。
- (ウ) 体力の向上、健康の保持増進を図るとともに努力、耐性、集中力を養い、社会自立を目指すことができるようにする。
- (エ) さまざまな活動の経験を、卒業後の生活に結び付けられるようにする。

イ 実施部活動

- (ア) 運動部 男子バスケットボール、女子バスケットボール、陸上競技
フライングディスク
- (イ) 文化部 音楽、美術

ウ 参加対象生徒

全生徒

エ 実施日

(ア) 業後の活動

月曜日、水曜日、金曜日

(イ) 朝の活動

月～水、金曜日

※ 木曜日は休養日とする。

※ 行事等により弁当持参のときや定期考査当日等、活動を行わない日もある。

※ 文化部についても、原則として月曜日、水曜日、金曜日の活動については各部の計画により体力づくりを行う。但し、大会や発表会、展覧会の1か月前から各部の状況に応じて活動を計画することができる。

(ウ) 休日の活動

第1、3、5土曜日

※ 但し、各部活動の特性等に応じて、各月1回以上（第5土曜日のある月は、2回以上）の実施とする。

(エ) 長期休業中

活動期間、内容については別途計画する。

オ 活動時間

(ア) 朝の活動

午前 8 時～

※校舎の解錠（午前 7 時 30 分）より早く登校しない。

(イ) 業後の活動

午後 4 時～

(ウ) 下校時刻

通常部活動 午後 5 時

延長部活動 午後 6 時（午後 5 時 30 分）

※ 延長部活動は大会、演奏会、作品展等の前 1 か月を原則とする。

カ その他

- ・ 原則として入部後は、卒業まで部を変更しない。特別の理由があり、転部を希望する場合は、担任、部顧問と十分に相談し、転部届けを提出して承認を得る。
- ・ 休日部活や大会の移動時の服装は学校指定の体操服またはウインドブレーカーの着用を許可する。Tシャツは、部活動Tシャツまたは無地の白、黒、紺のみ許可する。（服装について事前に部活動の主顧問に確認をすること。）

(10) 禁止事項

- ・ 行き過ぎた男女の交際や不適切な異性交遊を禁止する。
- ・ アルバイト、運転免許取得は原則禁止する。

(11) その他

- ・ 保護者や教職員の指導を誠実な態度で受け、行動する。
- ・ 著しい規定の違反や生活態度の乱れ、法令や社会道徳に反する行為があった場合など、学校が必要と判断した場合には、特別指導を実施する。

3 校則見直しの手続きについて

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加、改正または廃止）について生徒議会で審議をし、校長に対して校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく要望があったとき、または校則の変更が必要と判断したときには、生徒や教員等からの意見を聴収し、校内会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や教員等からの意見や校内会議での議論、本校の教育目標等を踏まえ、校則の変更について決定する。